

# シリーズ ■ 中学校武道

## 授業の充実に向けて 83

### 中学校武道授業の現状と課題、その対策 少林寺拳法

少林寺拳法連盟武道必修化プロジェクト委員  
岡山県笠岡市立新吉中学校 教諭

小井 寿史

武道の指導に携わる我々が、中学校保健体育で武道の授業を  
実践し、課題を探り、その対策を講じることの意味は何であら  
うか。

平成20年の中学校学習指導要領改訂に伴う武道必修化、平成  
24年度その完全実施から4年目を迎える。

学習指導要領は日々進化している。この進化に武道がどのよ  
うに対応すればよいのか、我々は考える必要がある。  
次の学習指導要領改訂の準備は既に始まっている。

#### 1 現状

中学校武道授業の充実に向け  
て、少林寺拳法連盟では、中学校  
武道必修化プロジェクト委員会を  
設け、指導法、単元計画、評価方  
法、指導書や指導のためのDVD  
などの研究をしたり、各都道府県  
少林寺拳法連盟と中学校保健体育  
教員との連携を強化し、指導者研  
修会の工夫や、少林寺拳法の保健

体育授業への採用促進を検討した  
りしている。

また、中学校武道必修化プロジ  
ェクト委員会は、毎年、日本武道  
館の中学校武道授業指導法研究事  
業に参加し、親しみやすく、安全  
で楽しく、しかし、あくまでも武  
道としての授業実践を研究してい  
る。

平成26年度の授業実践実施後の  
アンケート調査では、5時間の研  
究授業に協力してくれた女子中学  
生の多くが、「武道は怖いという  
イメージが強かったけど、実際に

を、道徳を教科として位置づける  
ことで図ろうとするのがこの改訂  
の意味である。

道徳教育の目標は、「学習指導  
要領に示すところにより、学校の  
教育活動全体を通じて、道徳的な  
心情、判断力、実践意欲と態度な  
どを養うこととする」である。こ  
の部分もまた武道必修化の背景と  
考えられる。

#### 3 中学校保健体育・ 武道の役割

教育法規に照らし合わせて考え  
ると、中学校保健体育・武道の役  
割は、「伝統と文化を尊重し、そ  
れらをはぐくんできた我が国と郷  
土を愛すること」「豊かな心と健  
やかな体を養うこと」にあると言  
える。そして、道徳教育と保健体  
育・武道は共通の役割を持ち、密  
接に関係し合っていることが理解  
できる。

中学校武道授業を充実させるこ  
とは、この共通の役割を果たし、

やってみると楽しかった」「機会  
があればまた少林寺拳法をやつて  
みたい」などと回答している。こ  
の結果から研究の成果を実感する  
ことができた（実施内容は日本武  
道館ホームページで閲覧できる）。

#### 2 中学校武道必修化 の背景

全国の中学校の教育活動はすべ  
て法的根拠のもとに実施されてい  
る。その根本となる教育基本法が  
平成18年に改定されたことは、中  
学校教育に大変大きな影響を与え  
た。

当時の中学校教育の現状は、い  
じめ、自殺、暴力行為、規範意  
識・学力・体力の低下、人間関係  
の希薄化など多様な課題を抱えて  
いた。

これらの課題に対応するための  
教育基本法改定の基本方針は、「生  
きる力（確かな学力、豊かな人間  
性、健康・体力のバランスのとれ  
た力）を育成すること」「基礎的・

基本的な知識・技能の習得と思考  
力・判断力・表現力等の育成を重  
視すること」「道徳教育や体育な  
どの充実により、豊かな心や健や  
かな体を育成すること」の三本柱  
とされ、新しい日本の教育が動き  
始めた。

武道必修化の背景の一つは、教  
育基本法の改定にある。  
「伝統と文化を尊重し、それら  
をはぐくんできた我が国と郷土を愛  
する」とともに、他国を尊重し、国  
際社会の平和と発展に寄与する態  
度を養うこと。」

この条文は、新教育基本法第2  
条第5項で、教育の目標の一つで  
ある。この第5項が今回の改定で  
新設されたことを受けて、新中学  
校学習指導要領に、「第1、第2  
学年の保健体育で武道をすべての  
生徒に履修させること」が明記さ  
れ、平成24年度から武道必修が完  
全実施されることとなったのであ  
る。

「伝統と文化を尊重し……」とう  
たう第2条第5項に掲げられる新  
しい日本の教育の目標を実現させ  
るといふ崇高にして重要な役割を

中学校保健体育・武道が担うこと  
になったのである。

また本年3月27日、中学校学習  
指導要領の一部が改訂され、特別  
の教科「道徳」（以下、道徳科と  
いう）が誕生した。背景には、日  
本人の規範意識・道徳心の低下、  
愛国心の向上を図ることなどが考  
えられる。中学校での道徳科実施  
は、平成31年4月から移行期間  
は平成27年4月から始まる。

改訂された中学校学習指導要  
領には、「学校における道徳教育  
は、特別の教科である道徳（以下  
『道徳科』という。）を要として学  
校の教育活動全体を通じて行うも  
のであり、道徳科はもとより各教  
科、総合的な学習の時間及び特別  
活動のそれぞれの特質に応じて、  
生徒の発達の段階を考慮して、適  
切な指導を行わなければならない  
い」「道徳教育を進めるに当たつ  
ては、……（中略）……豊かな心  
をもち、伝統と文化を尊重し、そ  
れらを育んできた我が国と郷土を  
愛し、個性豊かな文化の創造を図  
るとともに……」と記されてい  
る。これら道徳教育の一層の充実



基本的動作の練習

なければならぬ。不正に負けない力をもっていなければ正しい行いを続けることはできない。愛や優しさがあっても、力がなければ愛や優しさを形にすることができず、逆に力があっても、愛や優しさに基づいていなければ正しい力とは言えない。「力の伴わない愛は無力。愛の伴わない力は暴力。」である。力と愛の調和を考えて行動し、正しく、強く、優しく生きることを教えているのが「力愛不二」であると説明する。



対人的技能の練習②



対人的技能の練習①

「人格の完成をめざし、……心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という新教育基本法第1条に掲げる教育の目的を達成させることへと繋がる。武道必修化にはこれほどまでに大きな意味と役割があると考えられる。

4

少林寺拳法の有用性  
— 授業実践を通して —

少林寺拳法は、護身練胆、精神修養、健康増進を通して、「国づくりのための人づくり」を目的としている。勝つことだけを目的とした単なるスポーツや武術ではない。それ故に技の修練と心の修練の調和を重んじている。「豊かな心と健やかな体を養うこと」——まさに、新しい教育基本法、武道必修化、道徳教育の目指すものと一致する。

私は、平成21年から少林寺拳法を保健体育の授業に取り入れてきた。文部科学省の中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校事業や、日本武道館の中学校武道授業指導者研究事業などの研究の機会を与えられながら、7年間授業実践をしてきた。効果的な指導の在り方をいくつも見いだすことができた。

その一つは、「豊かな心」を育む指導内容を必ず指導計画に含め

これらの「教え」を説明してから、対人的技能の練習に入る。すると、練習中に悪ふざけをする生徒がいなくなる。相手のことを考えながら練習するようになる。

一見、説明に時間を取られ、運動量が確保できないように思えるが、武道を学習する意味や目的を明確にすることで、学習意欲が高まり、真剣味があつて内容の濃い練習ができる。結果、技能練習だけを単に繰り返すより、技能の習得が早くなる。「健やかな体の育成」に効果を発揮する。「豊かな心」を育む指導と「健やかな体」を育む指導は表裏一体、調和のとれた適切な指導をすることで相乗効果を生むと考えられる。

少林寺拳法を取り入れた武道の授業は大変有意義であり、その有用性は高いと言える。

5

終わりに



講話の様子

ることである。

50分の授業の中に、5分程度、少林寺拳法の「教え」に触れる時間を設ける。たとえば「組手主体」、「武の本質」、「力愛不二」である。

「組手主体」

少林寺拳法では、二人一組で練習することが原則である。攻防の間合いや虚実、動くものに対する自分の対応は、相手がいなければ体得できないからである。また、自分が上手になるためには相手が、相手が上手になるためには自分が必要である。そうしたことから、相手を尊重する態度、思いや

りや協調性が身につく。このように「組手主体」を説明する。

「武の本質」

「武」という字は、「二」と「戈（戦いの道具）」と「止」で出来た会意文字であり、「二つの戈を止める」つまり「争いごとを止めるために使用する正しい力」という意味である。武道は相手を倒すためのものにあらず、争いを止める強い力と正しい心は同時に習得すべきものである。これが「武の本質」であると説明する。

「力愛不二」

人は善悪を自分で判断し、正しい行いをしなければならぬ。そのためには時に不正に立ち向かわ



合掌礼から始める学習発表会

互いに研究し合い、中学校保健体育としての武道がもつ本場の役割を理解し、成果を残すことに力を注がなければならない。

例えば、1つの学校で2種類の武道の授業を展開することも有効な手立てである。それぞれの種目の特質を融合し、より質の高い指導ができたり、日本武道協議会承認の中学校武道必修化各道共通指導内容である「礼の実践」の指導を深めたりできる。また、生徒の人格形成に必要な「様々な体験をすること」の機会を充実させることもできる。

2020年の東京オリンピック開催に伴って、武道教育が日本のすべての中学校で実施されていることは国際的に注目を集めるであろう。

「武道授業の充実とその対策」を講じるとき、少林寺拳法の普及・発展と共に、武道という伝統文化の発展と継承を同時に考え、いつまでも学校教育や社会教育に貢献することのできる「真の武道」で在り続けることが大切であると思う。